

大和市職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年9月25日

大和市長 大 木 哲

大和市規則第66号

大和市職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則

大和市職員の職の設置に関する規則（昭和40年大和市規則第9号）の一部を次のように改正する。

別表本庁機関の項中「副主幹」を「電気主任」に改め、「主任」及び「主事補」を削り、同表出先機関、連絡所の項中「副主幹」、「主任」及び「主事補」を削り、同表出先機関、環境管理

センターの項中	「副主幹 主査 主任 主事 主事補」	を	「電気主任 ボイラー・タービン主任 主査 主事 主事補」	に改め、同表出先機関、保育園
---------	--------------------------------	---	--	----------------

の項中「副主幹」を削り、同表出先機関、社会福社会館の項から出先機関、水質管理センターの項までの規定中「副主幹」、「主任」及び「主事補」を削り、同表出先機関、市立病院の項中「技師長」

及び「技師長補佐 副主幹」	を削り、	「副主幹 主査 主任 主事 主事補」	を	「電気主任 主査 主事」	に改める。
------------------	------	--------------------------------	---	--------------------	-------

附 則

この規則は、平成25年10月1日から施行する。